明治後期の宮城県における校外生活統制の展開

―中等学校による「校外取締」・「校外監督」と仙台市教育会による「学生保護事業」の検討―

基礎教育学コース 難波 知 希

Controlling Out-of-School Life in Miyagi Prefecture in the Late Meiji Era:

Focusing on the Control Implemented by Secondary Schools and the Educational Association of Sendai City

Tomoki NAMBA

This paper aims to clarify the context and the reasons for the advanced implementation of Controlling Out-of-School Life measures in Miyagi Prefecture in the late Meiji era. In Miyagi Prefecture, Controlling Out-of-School Life had been implemented since 1904, and by 1905, the concrete details of this control were in place. From around December 1905, a series of circulars were issued to each school, strongly requesting that they implement Controlling Out-of-School Life measures. In addition, the Student Protection Department of the Educational Association of Sendai City played an active role. As a result, as of the summer of 1906, 85% of the secondary schools in the prefecture were considered to have implemented Controlling Out-of-School Life, including some that could be understood as interference in out-of-school life.

目 次

はじめに

- 1. 「校外取締通牒」の発出までの宮城県
- 2. 宮城県における「校外取締調査」の実施過程
 - (1) 「校外取締通牒」の発出と宮城県
 - (2) 宮城県第二部からの調査指示の過程
- 3. 宮城県の中等学校による校外生活統制
 - (1) 校外生活統制の実施状況
 - (2) 校外生活統制の方法
- 4. 仙台市教育会の学生保護部の組織と活動おりに

はじめに

明治後期に見られた「校外取締」や「校外監督」と称される校外生活統制と解せる活動¹⁾をめぐっては、1905 (明治38)年11月29日に発出された「学校生徒ノ学校外取締二関スル通牒」(宮普第125号,以下「校外取締通牒」と略す)を発端として行われた、各府県に対する文部省による調査(便宜のため「校外取締調査」と称す)が教育史上重要な位置を占める。従来の研究においても、この「校外取締調査」の存在については斉藤利彦の研究²⁾や澁谷知美の研究³⁾が論及してきたが、いずれも内在的理由をもちえなかったため

か、同調査に対しての各府県による報告内容まで踏み 込んで検討が行われることはなかった。これに対し、 筆者は私立の中等学校(中学校・高等女学校・実業学校)に焦点を絞ってはいるものの、同調査に対する東 京府による報告内容を初めて詳らかにした⁴⁾。本稿 は、新たにこの「校外取締調査」に対する宮城県の報 告内容を詳らかにすることによって、明治後期の宮城 県における校外生活統制の展開を検討することを目的 としている。

宮城県に焦点を合わせる前に、議論の前提として、明治後期の東京府における校外生活統制の展開を拙稿に基づきながら確認しておきたい⁵⁾。まず、東京府で「校外取締調査」が行われたのは、「概ね1906(明治39)年7月中旬から9月上旬にかけて」であったが、この間に府内の私立中等学校全40校が各区郡に対して回答を行い、「うち27校、すなわち約68%に相当する学校」が「既に何らかの校外生活統制を行っていたと理解することができる」結果が示し出された。仔細にこの結果を分析すると、「明治後期の東京府における私立中等学校による校外生活統制の主たる方法」は、「家庭との連携という方法」と「生徒の居所の明瞭化という方法」の2つであるという結論が得られ、校外生活統制を行っている全27校のうち、前者は約70%の学校が、後者は約93%の学校が採っている方法

であることが確かめられた。また、明治後期の東京府では、「矯風社」という組織に対して、「全幅の信頼を置けない組織であった」と見られるものの、府内の諸学校が「校外生活への干渉とも解せる統制の代行」を委託していたことも明らかとなった。総じて、明治後期の東京府における私立中等学校による統制については、「学校の教師が直接に校外に出て行う生徒の行動に対する統制(中略)よりはむしろ、生徒の環境に対する直接的、あるいは間接的な統制や生徒の行動に対する統制であっても間接的な統制の方がよく見られた」と考えてよいことが確認された。その上で、新たな課題として「明治後期の宮城県や滋賀県、群馬県における校外生活統制の展開について、本稿「拙稿を指す――引用者」が明らかにしたこととの関係も含めて」検討する必要があるとされたのであった。

とはいえ、本稿が宮城県に焦点を合わせるのは、単に明治後期における校外生活統制の展開がまだ明らかにされていない、研究上の「空白地帯」を埋めるためだけではない。少なくとも明治後期において、宮城県の校外生活統制がほかの府県のそれに比べて相対的に進んでいると認識されていたと見られるためである。本稿が主に用いる史料は、宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収の書類(以下「報告書類群」と称す)⁶⁾であるが、それに収められている「学生々徒取締方法及状況」という文部省に宛てた文書には、次のように記されている。

学校生徒ノ風紀取締二関シテハ本県二於テハ既二明治三十七年二於テ之二着手シ其実施ヲ督励セシヲ以テ各学校ニ於テモ夫々適宜ノ方法ヲ設ケ翌三十八年四月ヨリ之ヲ実施スルニ至レリ殊ニ学生々徒ノ最モ多キ仙台市ノ如キハ同市教育会ノ事業トシテ学生保護部(別紙規則書ノ通)ナルモノヲ設ケ在仙官公私立学校生徒全般ノ風紀ヲ矯正スルノ目的ヲ以テ各区二視察委員ヲ置キ以テ其平素ノ挙動ヲ査察セシメ学校ト家庭ト相竢テ改善ヲ企図セシニ其効果著シク為ニ不良ノ徒ハ近来殆ンド全ク其跡ヲ絶ントスルニ至レリ

後に詳論するが、この文書は宮城県知事が文部大臣に宛てて1906(明治39)年8月31日に提出したと見られる「校外取締調査」に対する報告書類の冒頭に添付されているものである。宮城県では1904(明治37)年から「学校生徒ノ風紀取締」、すなわち校外生活統制に「着手」しており、その実行を「各学校」に「督励」していたとされる。それを受けて「各学校」は「夫々適宜ノ方法」を開発して、1905(明治38)年4

月から校外生活統制を実施していたという。特に「学生々徒ノ最モ多キ仙台市」では、仙台市教育会の「学生保護部」が「各区」に「視察委員」を配置して、「在仙官公私立学校生徒」の校外生活統制を行っており、その取り組みの効果で「不良ノ徒」がほとんどいなくなっていると強調されている。自県の校外生活統制の先進性を謳う宮城県の認識が読みとれる文書であるが、こうした認識は文部省でも共有されていたと見られる。現に、「校外取締通牒」で文部省が「参考」として示した「左記事項」には、次の項目があった⁷⁾。

三 旧藩主其他有志者ノ施設二係ル学資貸与事業 ノ如キモノヲ拡張シテ寄宿舎ヲ設ケシメ又ハ 教育会等ヲシテ学生保護事業ヲ施設スヘキ様 勧誘スルコト(十一月二十九日官報宮城県仙 台市教育会事項参看)

先に見た文書で宮城県が先進性の根拠の一つとして 示していた仙台市教育会についての言及がある。この 仙台市教育会については本稿で詳しく論じるが、さし あたり文部省が仙台市教育会の事例を「参考」に位置 づけていたことが確かめられる。文部省としても宮城 県の校外生活統制が、ほかの府県のそれに比べて相対 的に進んでいると認識していたと理解してよいだろ う。さらに言えば、史料の制約から論断することは難 しいが、この「校外取締通牒」の発出をめぐる政策協 議の過程で宮城県の校外生活統制が事例として検討さ れた疑いがある。本稿は「校外取締調査」に対する宮 城県の報告内容を中心に検討するが、先進性の所以で あるその前史についても検討を試みることとする。

それでは、明治後期における宮城県の校外生活統制はどのようなもので、ほかの府県のそれに比べてどの程度、どのような意味において進んでいたのであろうか。本稿はこれを明らかにするために、「校外取締調査」の対象校種と考えられる「師範学校、中学校、高等女学校、及各種ノ専門学校、実業学校等」⁸⁾のうち、特に県に対する回答が確認できる中等学校(中学校・高等女学校・実業学校)に焦点を合わせて検討を進める⁹⁾。その理由はほかの府県、ほかの時期との比較可能性を担保するためであるが、中等学校に焦点を絞ることによって中等教育にとって校外生活統制がもった意味についても考察が可能となると考えられるためでもある。

これまでの議論を踏まえて、本稿は次のように行論を進める。まず、前史として校外生活統制をめぐる1905 (明治38) 年の県の動向を明らかにする。次に、1906 (明治39) 年6月から8月ごろに行われた県における「校外

取締調査」の実施過程を跡づける。そしてその「校外取締調査」に対する各中等学校の回答を個別に分析してゆく。最後に、文部省が「参考」と位置づけた仙台市教育会の学生保護部をめぐって、その組織と活動を詳らかにする。これらの検討を通じ、明治後期の宮城県で見られた校外生活統制の展開に迫りたい。

1. 「校外取締通牒」の発出までの宮城県

本稿が用いる「報告書類群」には、「校外取締調査」に関係する書類のみならず、「校外取締通牒」発出までの宮城県の動向を確認することができる書類も多数綴じ込まれている。「学生々徒風紀取締上二関シ文部大臣へ上申案何」という書類がその一つである。同書類は1905(明治38)年9月29日に発議され、同10月2日に決判、同10月7日に発送されている。差出は県知事、宛所は文部大臣である。この書類は草案と見られるが、一般に確定稿が10月7日に文部省に送られた、と解釈してよいだろう。「校外取締通牒」発出の約2か月前のことである。この「上申」には、次のようにある100。

本年八月中本県事務官野田藤馬上京ノ際御諮問相 成候仙台市内各学校学生々徒取締上二関スル件御 参考マテ別紙概況取調書相添此段及上申候也 追テ学生々徒中社会主義二感染シタル者ノ有無二 付テハ其後夫々各学校長二対シ異状ヲ認メタルト キハ遅滞ナク報告セシムルコトニ注意相加へ置キ 候次第モ有之候へ共其後別段特異ノ状況ヲ認メサ ルノミナラス前々訓戒相加へ候者等モ漸次其非ヲ 悔ユル実況ニ有之候間此段申添候也

1905 (明治38) 年8月,宮城県事務官の野田藤馬が東京を訪れた折に、「仙台市内各学校学生々徒取締上二関スル件」について、文部大臣、あるいは省の当局者から「御諮問」を受けたと読める。県はその「御諮問」を受けて、「概況取調書」を「御参考」として文部省に提出したものと考えられる。この「上申」には「追テ」から始まる但書も付されており、生徒、学生が「社会主義」に「感染」した場合の対応と現状についても述べられている。この「上申」に至るまでの県と文部省との具体的な交渉過程は定かでないが、文部省が宮城県、特に仙台市における校外生活統制に関心を寄せていたと見られること、この文脈で文部省が生徒、学生の「社会主義」への「感染」という問題まで射程に含めていたと見られることが判明する。

「報告書類群」には、この「上申」に添えるとされている「別紙概況取調書」の草案と見られる書類も残さ

れている。「学生生徒風紀取締方法」というその書類には、仙台市について、次のように記されている¹¹⁾。

其ノ〔県内の学校の――引用者〕所在地郡部二属 スルモノハ生徒ノ気風比較的淳朴行為概シテ柔順 ナルノミナラス之ヲ悪風ニ誘惑スルノ機会少ナキ ト其ノ地域狭小ニシテ比較的二監督上容易ナルモ ノアルヲ以テ稍心ヲ安ンスルニ足ルモ其ノ所在地 仙台市及ヒ其ノ附近ニ属スルモノハ多大ノ注意ヲ 以テ適当ニ之ヲ改善矯正スルノ必要アリ

蓋シ仙台市二存在スル(市外近接ノモノヲ包含ス以下仝ジ)官公私立ノ学校数ハ小学校及ヒ之二類スル学校ヲ除クモ其ノ数約六十学生生徒ノ数実ニー万二千ノ多キニ達ス

県内の学校のなかでも、「郡部」にある学校については、その生徒を「悪風ニ誘惑スル」恐れのある「機会」が少ないばかりでなく、そもそも「地域」が狭いため、校外生活統制が「容易」であるとされる。反面、仙台市とその周辺にある学校については、学校数も生徒、学生の数も甚だ多く、校外生活統制をめぐって「改善矯正」をする必要があると訴えられている。仙台市における校外生活統制は生徒、学生が「昼間僅少ノ時間ハ各其ノ学校二於テ授業ヲ受クルモ其ノ前後ニ於ケル多クノ時間ハ広キ仙台市内二雑居ス」るために、「其ノ監督極メテ困難ナル」という状況にあった「其ノ監督極メテ困難ナル」という状況にあった「其ノ監督極メテ困難ナル」という状況にあった「ジ。仙台市については東京府の状況と似て、都市部ゆえの困難があったものと見られる。

このような状況にあって、県は校外生活統制をめ ぐって、次のような方法を採ると説明している¹³⁾。

学生生徒ノ品性ヲ高尚ニシ操行ヲ善良ナラシムルニハ積極消極内部外部ノ四方面ヨリ研究シ可成積極的内部的方法ニ依リ根本的ニ之ヲ大成スルノ計画ヲ建テサルヘカラス徒ラニ外部ノ制裁等ニ重キヲ置クハ抑圧ニ偏シ不自然ニ流レ遂ニ亦一種ノ反動的弊害ヲ醸出スルニ至ルハ免レサル所ナルヲ以テ極端ニ流レス比較的健全ニシテ弊害ノ少ナキ方法ヲ確立スルヲ要スルモ時ニ又一時ノ応急策トシテ消極的圧迫ヲ加フルノ已ムヲ得サルモノアリ

県はその方法には「積極消極内部外部」という4つの「方面」がある、言い換えればその方法には4つの性格があるという。このうち、「積極的内部的方法」が理想とされ、「消極的」かつ「外部」的な方法は「反動的弊害」を生む恐れがあると懸念されるが、「応急策」としてやむを得ずとらざるを得ないとの認識に立つ。県はこのような「応急策」として、次のように仙台市教育会の取り組みを説明する¹⁴。

而テ別二記載スル所ノ仙台市長早川智寛等ノ唱導ニ基ク所ノ市教育会ノー事業タル学生保護事業ノ如キハ固ヨリ積極的ノモノニアラスト雖〔中略〕品性ノ陶冶意思ノ訓練ヲ為スニ方リテハ務□単二学校教育ニノミ依ラス此等ノ外部的制裁カト相須テ目的ヲ達スルハ極メテ有効ナルヘキヲ信ス

「仙台市長早川智寛」らによって推進された仙台市教育会の「学生保護事業」は、方法として「消極的」かつ「外部」的であるが、校外生活統制の目的を達成するにあたっては「極メテ有効」であるとされている。1905 (明治38) 年9月の時点で、学校による統制と市教育会の学生保護部による統制の2つの統制が県、特に仙台市における統制の経路であったことがわかる。

これらの内容を含む「概況取調書」が1905(明治38)年11月29日の「校外取締通牒」発出に先立って文部省に送られていたことは重要な意味をもつ。既に論じたように、「校外取締通牒」には仙台市教育会についての言及があるためである。この「概況取調書」と「校外取締通牒」との直接的な関連性を実証することは史料の制約から困難だが、文部省における「校外取締通牒」の発出をめぐる政策協議の過程でこの「概況取調書」に見られる宮城県における校外生活統制の状況が事例として検討された疑いは十分に残る。少なくとも1905(明治38)年9月の時点で県として統制の具体が議論され、一定の成熟を見ていたことは、先進性の所以として評価してよいだろう。

2. 宮城県における「校外取締調査」の実施過程

(1) 「校外取締通牒」の発出と宮城県

宮城県では、「校外取締通牒」を受け、第二部長から県立学校長(学第9177号)と各郡市長(学第9178号)に宛てて1905(明治38)年12月5日に通牒を発したと見られる。「学校生徒校外取締ノ件県立学校長及郡市立学校アル郡市長(之二類スル学校アルモノヲ含ム)へ通牒按」という通牒の草案のうち、県立学校長に送られたと見られる通牒(学第9177号)の草案である「第壱按」には、次のようにある¹⁵⁾。

学校生徒ノ校外二於ケル取締ノ教育上最必要ナル ハ論ヲ俟タサル俄二付従来屢通牒並二口頭御協議 致候次第モ有之夫々御施設中ノ事ト存候へ共此上 壱層注意ヲ加ヘラレ生徒品性ノ陶冶上良好ノ結果 ヲ奏シ候様御配慮相成度而テ従来施設ノモノ又ハ 今後施設セラルモノニテ其効果著シキモノ有之候 ハゞ其都度御報告相成度様学生ニシテ本件二関シ 顕著ノ行績アルモノモ又随時御報告相成度依命此 条及诵牒候也

県は校外生活統制が「教育上最必要」であることを強調するとともに、これまでの「通牒」及び「口頭御協議」によって各学校とも「御施設中」と思われるとしつつも、さらに「注意ヲ加」えることを求めている。その上で、各学校に対して「従来施設ノモノ又ハ今後施設セラルモノニテ其効果著シキモノ」の報告、及び「学生ニシテ本件二関シ顕著ノ行績アルモノ」の随時の報告を求める。ところが、この県の要請を受けて、県に対して校外生活統制について直ちに報告を行った学校は管見の限りごくわずかである。わずかに県立の築館中は同1905(明治38)年12月6日に報告を行っている。その報告のうち、築館中が「陶治上二関シ施設シタル方法中其効果ノ顕著ナルモノ」と判断している方法は、次の2点である160。

- 一、町内及其附近ヲ四区ニ分チー区毎ニ職員三名 ヲ配置シ其区長トナシ毎晩臨時ニ生徒ヲ訪問 セシメー区毎ニ備置セル訪問録へ事件ヲ記入 シ校外監督部長(首席教諭)へ差出スコト
- 一、上級生中ヨリ風紀委員ヲ任命シ区長ノ事務ヲ 補佐セシム但シ風紀委員ニハ別ニ事件記入簿 ヲ渡ス

第1に、教師が「毎晩臨時二生徒ヲ訪問」し、「訪問録へ事件ヲ記入」し、「校外監督部長(首席教諭)へ」提出していたという。教師自らが校外に出て、生徒の行動に対して直接統制を行っていたことがわかる。第2に、校外生活統制を行う教師の「事務」の「補佐」として、「上級生」から「風紀委員」を「任命」していたという。このように、築館中は「効果著シキモノ」を報告したが、ほかの多くの学校は「効果著シキモノ」に該当しないと判断したためか、すぐには報告を行わなかったものと見られる。ほかの学校の報告は、翌1906(明治39)年の6月から8月ごろを待たねばならない。

(2) 宮城県第二部からの調査指示の過程

翌1906 (明治39) 年 6 月 9 日に、文部省訓令第 1 号「学生生徒ノ風紀振粛二関スル件」が公布されると、校外生活統制をめぐる事態は進展を見せた $^{17)}$ 。文部省からの内訓(発参第 1 号)を受けて、県は郡市長及び県立学校長に対して、6 月16日に内訓(内訓第 2 号)と通牒(秘第197号)を発したと見られる。このうち、秘第197号という通牒には、次のようにある $^{18)}$ 。

今般〔中略〕文部大臣ノ訓令二基キ本県知事ヨリ

別紙内訓相成候処生徒ノ品性陶冶校外取締及保護等二関シテハ曩キニ通牒且直接御協議致シ候ニ付既ニ夫々施設御計画相成候へ共未ター般ニ効果ヲ収ムルコト能ハスシテ動モスレハ生徒ノ本分ヲ閑却シ風紀ヲ紊ル者亦ナキニアラス頗ル遺憾トスル所ニ有之候就テハ右訓令ノ旨趣ヲ体シ此際一層時弊ノ矯正ニ留意シ教育ノ効果ヲ完フセシムル様特ニ御措置相成度依命此段及通牒候也

追テ〔中略〕更二御協議ヲ要スル儀モ可有之ト存候へ共此際特ニ施設可相成方法等有之候ハゝ一応 承知致度候間御調査ノ上申報相成度此段申添候也

県は校外生活統制についてはこれまでも進めてきたところであるが、その「効果」は収められておらず、ともすれば「風紀」が悪化している懸念すらあるとの認識を示している。ゆえに、「一層時弊ノ矯正二留意」することが求められると言明する。そして、「特二施設可相成方法等」があれば、県として「一応承知致度」ため、「御調査ノ上申報」してほしいと要請する。

各学校がこの要請に応える間もなく、追って6月27日には文部次官心得・文部省専門学務局長福原鐐二郎から、校外生活統制をめぐって発普第206号という通牒が各府県に対して発出される¹⁹⁾。この発普第206号は、文部省が各府県における校外生活統制の方法と状況を中心に、改めて報告を求めるものであった。県はこれを受けて、1906(明治39)年6月29日に学第5842号を発出した。学第5842号の草案と考えられる「文部次官ヨリ別紙通牒有之二付県立学校長及郡市立学校等在郡市長へ左案通牒相成可致申伺」には、6月28日に発議され、6月28日に決判、6月29日に発送されたとある。それには、次のように記されている²⁰⁾。

学校生徒ノ校外取締方法二関シテハ客歳十二月五日第第九一七七号(郡市長ハ九一七八号)ヲ以テ及通牒置候処本月十六日内訓第二号并ニ秘第一九七号通牒之通二付将来一層周密ナル注意ヲ以テ御取締相成候様致度尚目下各学校ニ於ケル校外取締ノ方法及状況等至急報告相成度趣其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之二付特急御取調来ル七月五日迠ニ御報告相成度依命此段及通牒候也

郡市長へ追テ書

追テ本文之儀ハ御所轄当該学校長(小学校ヲ除 ク)ヲシテ取調シメ御意見アル向ハ添書ノ上御差 出相成度候事

1905 (明治38) 年12月 5 日発出の学第9177号, 学第9178号と1906 (明治39) 年 6 月16日発出の内訓第 2 号, 秘第197号にも言及しつつ, 1906 (明治39) 年

6月27日発出の発普第206号に基づき,「七月五日」までに校外生活統制の「方法及状況等」を「特急御取調」の上,「御報告相成度」としている。この学第5842号は,「各県立学校長(築館角田中学校ヲ除ク)」ならびに「郡市長(仙台, 刈田, 亘理, 黒川, 加美, 遠田,報告アリ栗原, 牡鹿,本吉,)」に宛てて,第二部長より発出されたものと見られる。

そもそも1906 (明治39) 年度の県内の中等学校数は計20校であり、その内訳は次の表1に示す通りである。表1と学第5842号の宛所を比較すれば、この通牒は

表 1 宮城県内の中等学校(1906(明治39)年度)

| 所在地 | 校名 | 略称 | 生徒数 | | |
|-------|--------------|------|-----|--|--|
| | 宮城県立仙台第一中学校 | 仙台一中 | 659 | | |
| | 宮城県立仙台第二中学校 | 仙台二中 | 505 | | |
| | 私立東北中学校 | 東北中 | 475 | | |
| 仙台市 | 宮城県立高等女学校 | 県立高女 | 434 | | |
| | 私立東華高等女学校 | 東華高女 | 304 | | |
| | 仙台市立仙台商業学校 | 仙台商業 | 230 | | |
| | 仙台市立仙台工業学校 | 仙台工業 | 141 | | |
| 名取郡 | 宮城県立農学校 | 県立農 | 194 | | |
| 黒川郡 | 黒川郡立黒川農学校 | 黒川農 | 48 | | |
| 亘理郡 | 亘理郡立亘理蚕業学校 | 亘理蚕業 | 102 | | |
| 伊具郡 | 宮城県立角田中学校 | 角田中 | 207 | | |
| 刈田郡 | 刈田郡立刈田中学校 | 刈田中 | 146 | | |
| 志田郡 | 宮城県立古川中学校 | 古川中 | 294 | | |
| 加美郡 | 加美郡立加美蚕業学校 | 加美蚕業 | 73 | | |
| 遠田郡 | 遠田郡立遠田郡甲種農学校 | 遠田農 | 108 | | |
| 牡鹿郡 | 牡鹿郡立牡鹿水産学校 | 牡鹿水産 | 72 | | |
| 邢 匠 邢 | 宮城県立築館中学校 | 築館中 | 209 | | |
| 栗原郡 | 栗原郡立栗原農学校 | 栗原農 | 100 | | |
| 登米郡 | 宮城県立佐沼中学校 | 佐沼中 | 236 | | |
| 本吉郡 | 本吉郡立本吉水産学校 | 本吉水産 | 37 | | |

典拠) 宮城県知事官房統計係編『明治三十九年宮城県統計書 (学事) 第一巻』宮城県, 1908年, 15-28頁。

- 註) ①本表では、仙台市を起点として各郡を概ねの距離の遠近に応じて、昇順に配列した。
 - ②本表における略称とは、本稿で用いる略称を指す。
 - ③中学校の生徒数には、補習科の生徒数を含めている。
 - ④高等女学校の生徒数には、補習科、技芸専修科の生徒数を含めている。
 - ⑤県立農の生徒数は、農科、獣医科、別科の生徒数を合算した ものである。
 - ⑥亘理蚕業の生徒数は、本科、別科の生徒数を合算したもので ある
 - ⑦仙台商業の生徒数は、本科、予科の生徒数を合算したものである。
 - ⑧仙台工業の生徒数は、木工科、金工科の生徒数を合算したものである。

県所轄の学校(県立学校)に対しては直接に、郡または市所轄、あるいは所在の学校(郡立学校、市立学校、私立学校)に対してはその郡または市を経由して回答をするよう求めていることがわかる。現に、この学第5842号を受けて、各学校、あるいは各市郡はそれぞれ県に対して校外生活統制の「方法及状況等」について回答を始める。宮城県における「校外取締調査」の始まりである。それぞれの回答の提出日は次に示す表2の通りである。

各学校,あるいは各市郡によって、何を根拠に回答を提出しているのかが異なるが、総じて宮城県では1906 (明治39) 年の6月から8月にかけて「校外取締調査」が行われたと言えるだろう。学第5842号の発出に先立って回答を提出したのは、1905 (明治38) 年も学第9177号に応じて回答を提出していた築館中(再度内訓第2号、あるいは秘第197号に応じて提出したものと見られる)、1905 (明治38) 年の学第9177号を根拠に提出した角田中、内訓第2号に基づいて提出した遠田郡(遠田農)のみであった。ゆえに、これらの学

表 2 「校外取締調査」への回答提出状況

| 所轄・所在 | 校名 | 提出の根拠 | 提出日 | | |
|-----------|--------------|----------|--------|--|--|
| | 宮城県立仙台第一中学校 | _ | 7月5日 | | |
| | 宮城県立仙台第二中学校 | 学第5842号 | 7月5日 | | |
| | 宮城県立古川中学校 | 学第5842号 | 7月5日 | | |
| 県 | 宮城県立角田中学校 | 学第9177号 | 6月14日 | | |
| 乐 | 宮城県立築館中学校 | _ | 6月28日 | | |
| | 宮城県立佐沼中学校 | _ | 7月4日 | | |
| | 宮城県立高等女学校 | 学第5842号 | 7月6日 | | |
| | 宮城県立農学校 | 学第5842号 | 7月4日 | | |
| | 仙台市立仙台商業学校 | | | | |
| 仙台市 | 仙台市立仙台工業学校 | 学第6857号 | 8月17日 | | |
| III 口 III | 私立東北中学校 | 于950001万 | 0 月17日 | | |
| | 私立東華高等女学校 | | | | |
| 黒川郡 | 黒川郡立黒川農学校 | 学第5842号 | 7月9日 | | |
| 亘理郡 | 亘理郡立亘理蚕業学校 | 学第5842号 | 7月5日 | | |
| 刈田郡 | 刈田郡立刈田中学校 | 学第5842号 | 7月7日 | | |
| 加美郡 | 加美郡立加美蚕業学校 | 学第5842号 | 7月2日 | | |
| 遠田郡 | 遠田郡立遠田郡甲種農学校 | 内訓第2号 | 6月26日 | | |
| 牡鹿郡 | 牡鹿郡立牡鹿水産学校 | 学第5842号 | 7月9日 | | |
| 栗原郡 | 栗原郡立栗原農学校 | 学第5842号 | 7月7日 | | |
| 本吉郡 | 本吉郡立本吉水産学校 | 学第5842号 | 7月7日 | | |
| | | | | | |

典拠)「報告書類群」。

校、郡は学第5842号の宛所から除かれたのである。

また、仙台市については、学第5842号の宛所に含まれていたが、「御差出無之調査上差支候」(1906 (明治39) 年8月4日発出の学第6857号の草案と考えられる「仙台市長へ申進案」)ため、改めて学第6857号により要請を行い、8月17日の提出に至ったと考えられる。とはいえ、中等学校について言えば、回答率は100%ということになり、全ての中等学校による校外生活統制の状況を知ることができることとなる。では、県内の中等学校は、どの程度、どのような校外生活統制を行っていたのであろうか。

3. 宮城県の中等学校による校外生活統制

(1) 校外生活統制の実施状況

各学校、あるいは各市郡による回答を通覧するに、学第5842号で求められたのは「校外取締ノ方法及状況等」であったため、これまでどのような校外生活統制を行ってきたかについて記してある回答が多い。一方、求められてはいなかったものの、これからどのような校外生活統制を行うかについて記してある回答も散見される。そこで、回答の時点、すなわち1906(明治39)年の6月から8月ごろの時点で既に実施されていたと読める記述が見られる場合、「〇」として「従来」の列で、これから実施すると読める記述が見られる場合、同様に「将来」の列で整理したものが、次に示す表3である。

宮城県内の中等学校全20校のうち、少なくとも1906 (明治39) 年の6月から8月ごろの時点で17校、すなわち85%に相当する学校が何らかの校外生活統制を行っていたと理解することができる。同時期の東京府の私立中等学校の場合、実施率は約68%であったため²¹⁾、単純な比較はできないが、実施率について言えば宮城県の方が高かったものと推測される。

また、これから、あるいはこれからも校外生活統制を実施すると記しているように理解できる学校は、多く見積もれば全20校のうち100%にあたる計20校に及ぶ。宮城県においては、学第5842号を契機として校外生活統制が本格的に展開していったと理解することもできるだろう。

(2) 校外生活統制の方法

それでは、少なくとも1906(明治39)年の6月から8月ごろの時点で、明確に校外生活統制を行っていた17校は、それぞれどのような方法を採っていたの

註)表中の「一」は提出の根拠となる通牒などが明示されていない ことを示す。

| 表 3 中等学 | 校による校外生 | E活統制の | 実施の様相 |
|---------|---------|-------|-------|
| 所在地 | 校名 | 従来 | 将来 |
| | 仙台一中 | 0 | _ |
| | 仙台二中 | 0 | _ |
| | 東北中 | 0 | 0 |
| 仙台市 | 県立高女 | 0 | 0 |
| | 東華高女 | 0 | 0 |
| | 仙台商業 | 0 | _ |
| | 仙台工業 | 0 | _ |
| 名取郡 | 県立農 | 0 | 0 |
| 黒川郡 | 黒川農 | 0 | 0 |
| 亘理郡 | 亘理蚕業 | × | 0 |
| 伊具郡 | 角田中 | 0 | _ |
| 刈田郡 | 刈田中 | 0 | _ |
| 志田郡 | 古川中 | 0 | _ |
| 加美郡 | 加美蚕業 | 0 | 0 |
| 遠田郡 | 遠田農 | _ | 0 |
| 牡鹿郡 | 牡鹿水産 | × | 0 |
| 栗原郡 | 築館中 | 0 | _ |
| 未你仰 | 栗原農 | 0 | _ |
| 登米郡 | 佐沼中 | 0 | 0 |
| 本吉郡 | 本吉水産 | 0 | _ |
| | | | |

典拠)「報告書類群」。

合計校数

註) ①表中の「一」は、実施していた(する)か否かが明確に読み とれないことを示す。

17

20

②合計校数の算出にあたっては、従来については「-- を「× | と見なして、将来については「一」を「〇」と見なして行っ た。その理由は、従来実施していた校外生活統制が学第5842 号を契機として中止されるとは考え難いためである。

か。各中等学校でとられていた方法を一通りずつ整理 すると、次に示す表4のようになる。

既に確認した東京府の私立中等学校による校外生活 統制の方法に似て, 宮城県の中等学校による校外生活 統制も「家庭との連携」という方法と「生徒の居所の 明瞭化」という方法の2つは特によく採られた方法で あったことがわかる。前者は17校のうち64.7%に相当 する11校が、後者は同様に88.2%に相当する15校が 採っていた方法であった。ところが、宮城県の中等学 校の場合、東京府の私立中等学校に見られた傾向とは 異なる傾向が見られる。それは、校外生活への干渉と も理解できるそのほかの方法が多様であり、かつよく 採られていたという傾向である。17校のうち、88.2% に相当する15校が「家庭との連携」にも「生徒の居所 の明瞭化」にも該当しない、校外生活への干渉とも理 解できるこの方法を採っていたのである。これらの方 法について、それぞれ詳しく検討してみよう。

まず、「家庭との連携」という方法について、特に よく見られたのは、問題発生時を含め家庭に訪問する という方法と「父兄会」、「父兄懇話会」などと呼ばれ る「父兄保証人会」を開催するという方法であった。 東京府の私立中等学校の場合22)よりも顕著に採られ ていたと言える。例を挙げれば「教員時々生徒ノ家庭 ヲ訪問シ生徒ノ品行ヲ監督シ目ツ之ニヨリテ家庭ノ内 情ヲ知リ意志ノ疎通ヲ図リ生徒教養上ニ効果少カラ ス」(栗原農)、「各学期ノ始メニ於テ各学年級毎二生 徒ノ父兄会ヲ学校内ニ開設シ学校家庭相互ノ状況ヲ知 悉スルニ便ナラシム | (東北中)²³⁾ といったように行わ れており、学校と家庭の「意志ノ疎通」を図る、学校 と家庭が相互に「知悉スル」ことが目指されていた。

次に、「生徒の居所の明瞭化」という方法について、 特によく見られたのは、生徒に対して居所の届出を行 わせたり生徒の居所の調査を行ったりするという方法 と、生徒の居所に生徒個人の特定が可能な標札を掲示 させるという方法である。とりわけ、後者は東京府の 私立中等学校の場合よりも顕著に採られたと言える。 例えば、「区長及副区長〔「五年級」の「品行学力優良 ノモノ」から選ばれる――引用者〕ハ所属区内生徒ノ 宿所(自宅ト下宿トヲ問ハズ)ニ就キ調査セル情況ヲ 区長日誌二認メ翌月曜日二区監督〔「教員」から選ば れる――引用者〕二差出シ検閲ヲ受ク」(角田中),「生 徒宿所ノ門扉又ハ見易キ箇所二本校ノ焼印アル生徒氏 名札ヲ掲ケシメ以テ其所在ヲ明カニス $|(古川中)^{24}$ な どのように行われており、生徒の居所とその実態を明 瞭にすることが狙われていたとわかる。

最後に、校外生活への干渉とも理解できるそのほか の方法について、修身科を利用することや「訓練」を 徹底することなど、校内で完結するような、主として 校内にかかわる方法も見られたのに対し、教師が校外 へと出て行って直接に生徒の行動を統制するような, 主として校外にかかわる方法が多くの学校で見られた ことは特徴的である。校外生活への干渉とも理解可能 なこの方法は、既に確認したように、合わせて17校の うち88.2%に相当する15校で採られており、それぞれ がさまざまな方法を併用していた状況も浮かび上が る。東京府の私立中等学校の多くがこの方法を採って いなかったことを思い起こすと、宮城県の中等学校の 多くは校外生活への干渉とも理解できる方法に対して 前向きな姿勢を示していたと言えるだろう。

特に、飲食店や劇場などへの出入りを制限、あるい

表 4 中等学校による校外生活統制の方法

| | 警察との連携(問題発生時含め)教職員による校外における動静の視察 | | | | | 0 | | 0 | | | | | | | | 0 | | | 5.8% 17.6% | - | | | | | | |
|-----------|---|-------------|-----|----|----|----|---|----|-----|----|----|------|-------------|-----|----------|------|------|--------------|------------|---------------|-------------|--|--|--|--|--|
| | 飲酒・喫煙の禁止 | 0 | | | | | 0 | | 0 | | | | | | | | | | 17.6% | 1 | | | | | | |
| | 飲食店・劇場などへの出入の制限・禁止・(教職員・警察による) 問題発生時の検挙 | 0 | | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | 35.2% 1 | 1 | | | | | | |
| | 生徒の居所での所持品の取り調べ | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | 5.8% 31 | 力法 | | | | | | |
| | 生徒の所持品や金銭の点検・管理 | | | | 0 | | 0 | | 0 | | | | | | | | | | 17.6% 5 | かわる方法 | | | | | | |
| | 校外での集会・結社・団体旅行の制限・監督 | 0 | | 0 | 0 | | | | | | | 0 | | | | | | | 23.5% 1 | 12202 | (# <u>A</u> | | | | | |
| | (家庭による)夜間外出・外泊の抑制・制限 | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | | | | | | 17.6% 2 | て校外にか | 9 ∓8 | | | | | |
| | 他校の生徒・学生などとの交流の制限 | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | 5.8% 1 | # \\ \', \ \ | 上語~ | | | | | |
| | 校外における制服・制帽などの着用義務 | | | | | | | | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 17.6% | - # | (校外生活への干渉) | | | | | |
| | 生徒の品性の向上を目的とする教職員が組織する会合の開催 | | | | 0 | | | | | | | | | | | | 0 | | 11.7% | | のほか | | | | | |
| | 学習状況確認のための教職員宅への召喚 | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | 5.8% | | 49 | | | | | |
| | 校外における生徒としての品位の保持の要求 | | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | 5.8% | | | | | | | |
| 校外生活統制の方法 | 校外における新聞・雑誌の購読・読書の制限 | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | 23.5% | | | | | | | |
| | 文部省訓令第一号の掲示・説明 | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | 5.8% | | | | | | | | |
| | 校内に設置した投書箱の利用 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | 5.8% | 主として校かわる人 | | | | | | |
| | 「智篠」の徳底 | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | 5.8% | | | | | | | |
| | 参学学の性用 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | 11.7% | | | | | | | |
| 外生汽 | 校則・生徒心得の説明・励行の要求 | | 0 | | | | | | | | | | | | 0 | | 0 | | 17.6% | | | | | | | |
| 校 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 88.2% | | | | | | | |
| | 生徒の居所への生徒による視察 | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | 5.8% | | | | | | | |
| | 生徒の居所への教職員による視察 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | 0 | | 0 | | | | | 41.1% | | | | | | | |
| | 生徒の居所への個人の特定可能な標札の掲示 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | | 0 | 0 | | | | | | 47.0% | | 7 | | | | | |
| | 生徒の居所の届出・調査の実施 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | 64.7% | 生徒の居所の明瞭化 | | | | | | |
| | 生徒の教職員宅への収容 | | | | | | | 0 | | 0 | | | | | | | | | 11.7% | - h |)居所 | | | | | |
| | 生徒の寄宿舎あるいは公認宿舎への収容 | | | | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | | | | | | | 0 | 29.4% | | 供 | | | | | |
| | 「下宿屋」からの通学の禁止 | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | 11.7% | | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | 88.2% | | | | | | | |
| | 原則として家庭から通学 | 原則として楽風から道学 | | | | | | | | | | | | | | | | 5.8% | | | | | | | | |
| | 「父兄保証人会」の開催 | | | 0 | 0 | | 0 | | | 0 | 0 | | | | | | 0 | | 35.2% | इं | | | | | | |
| | 「家庭訪問録」・「家庭取調書」の利用 | 0 | | | | 0 | | | | 0 | | | | | | | | | 17.6% | | | | | | | |
| | 「通信簿」の利用 | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | | | 0 | | 17.6% | - 1 | 運搬 | | | | | |
| | (問題発生時に) 家庭を訪問 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | | 47.0% | _ 1 | 家庭との連携 | | | | | |
| | (問題発生時に)「保証人」を呼出 | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | 5.8% | - 1 | ₩ | | | | | |
| | 「保証人」の審査 | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | 5.8% | | | | | | | |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | | 64.7% | | | | | | | |
| | 补 校 在 | 一年間 | 二中即 | 東北 | 角田 | 田冥 | 五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二 | 築館 | 佐沼 | 県立 | 単 | 仙台商業 | 仙台上業 | 県立農 | 黒川農 | 加美蚕業 | 栗原農 | 本吉水産 | | | | | | | | |
| | | | | | | _ | - | 斷 | * | 1 | [I | | L □ ■ | 名取 | <u>Щ</u> | ** | 斷 | \ | 実施率 | 400. | 称 | | | | | |
| | 学校の所在(市郡名) | | 11 | | 単 | 三田 | #a | 副 | 8H) | 4 | Ξ | | Ξ | 144 | mil: | = | 1814 | 14 | # | 4 | th at | | | | | |
| | 学校側別学校の所在(市職名) | | 中司 | | ₽ | | 授 | 墨 | 数米 | | | 3 | = | | (無外: | | 胀 | * | 実排 | į | 华 | | | | | |

は禁止するという方法がいくつかの学校で採られてい たことは注目に値する。17校のうち35.2%に相当する 6校で採られていたことが確認できよう。例えば、「白 石警察署長へ依頼スルニ本校生徒ニ関シ妓楼ハ勿論飲 食店劇場等へ出入シ其他不都合ノ行為アルヲ認メタル トキハ殊二検挙ノ上本校へ通報セラレタキ (刈田中), 「寄席芝居等ニ立入ルハ風紀ヲ乱ス憂アルヲ以テ之ヲ 禁セリー(県立高女)250 といったように制限, あるいは 禁止するのみならず、場合によっては警察との連携も 視野に入れる統制を行っていた。 もっとも、警察との 連携をとろうとしたのはわずかに刈田中のみであり、 むしろ仙台市内, 及びその近郊の中等学校では先に論 じた仙台市教育会の学生保護部との連携が、この統制 をめぐって模索されていたと見られる。では、仙台市 教育会の学生保護部とはどのような組織であり、どの ような活動を行っていたのであろうか。

4. 仙台市教育会の学生保護部の組織と活動

既に論じたように、「校外取締通牒」にも言及があ る仙台市教育会の「学生保護事業」の活動は、各学校、 あるいは各市郡からの「校外取締調査」への回答にも その足跡が見受けられる。例えば、「劇場飲食店等二 立入ルモノ絶対ニナキニアラサルモ学生保護部ノ監督 ト相待テ之ガ取締ヲ励行セル結果今日ハ大ニ減少セル モノ、如シ」(仙台一中),「右取締実施以来ノ状況ヲ観 察スルニ彼仙台市教育会学生保護法実施ト相待ツテ大 二効果ヲ奏シツヽアリ | (県立農), 「又一面二ハ仙台市 教育会学生保護部ト連絡ヲ涌シ取締上遺憾ナキコトヲ 期シツヽアリ」(県立高女)26)といった記述が見られ、 特に仙台市、及び仙台市近郊の中等学校が同事業に期 待を寄せ、なかには「連絡ヲ通シ」ている学校があっ たことも読みとれる。宮城県の中等学校による校外生 活統制の展開を明らかにする上で、仙台市教育会の学 生保護部は欠かせない検討対象であることが理解され よう。

次に示す1905 (明治38) 年11月29日の『官報』の記述に従えば、そもそも仙台市教育会がこの学生保護部を設立したのは、1905 (明治38) 年 5月20日のことと見られる 27 。

〔前略〕仙台市教育会長トシテ之〔「学生生徒ノ保護」の「方法」を指す――引用者〕ヲ一般会員ニ諮ル同会ハ即チ委員ヲ重立ツ教育者ニ托シテ方法ヲ調査シ遂ニ本年五月二十日ノ総集会ニ於テ市教育会ノ事業トシテ学生保護部ヲ設置スルコトニ

満堂一致可決決定セリ

また、「仙台市教育会長早川智寛」が「宮城県知事田邊輝実」に宛てて、1905 (明治38) 年6月9日に送付したと見られる文書には、次のように設立の経緯が記されている²⁸⁾。

[前略] 今般本会二於テ新二学生ノ保護部ヲ設ケ多数在住ノ学生ヲシテ故障ナク成業セシメンガ為ニ其誘惑ヲ防キ特ニ在郷里父兄二代リ止宿所等ノ内外取締ヲ厳重ニシ教育ノ効果ヲ有効ナラシメ父兄ニモ安心ヲ与へ教育地トシテノ名実共ニ全フ致度候処是等ノ目的ハ実ニ多数諸君ノ賛助声援ヲ得ルニアラサレハ成功難致次第ニ御座候間御繁用中御迷惑上候へ共御同情ヲ以テ此際御部内各員ニ入会相成候様御勧誘方御取計相煩度別紙規則書並申込用紙相添此段御依頼致候草々敬具

仙台市教育会に新しく設置される「学生ノ保護部」は、「多数在住ノ学生」が「故障ナク成業」できるように、また「在郷里父兄」に「安心ヲ与へ」られるように、「多数在住ノ学生」を「誘惑」から防ぐとともに、住んでいる「止宿所等ノ内外取締ヲ厳重二」することが「目的」であると説明される。この「目的」を達成するため、仙台市教育会への「入会」が勧められるとともに、「規則書」と「申込用紙」が同送される。同送されたと見られる「仙台市教育会学生保護部規則」は全10条から成るが、次に示す8条は特に注目する必要があると考えられる²⁹⁾。

第二条 学生保護部ハ市内各学校生徒ヲ保護シ保証人並ニ止宿所等ノ保護方法ヲ視察スルモノトス

第三条 前条ノ目的ヲ達スル為メ全市ヲ十区ニ分 チー区ニ委員一名ヲ置ク

第四条 委員ハ会員中地方ノ状況ニ通シタル篤志 者ノ内ヨリ会長之ヲ嘱託ス

第五条 委員ハ名誉職トス〔中略〕

第六条 委員ハ時々受持区内ニアル保証人並ニ止 宿所等ヲ訪問シテ学生ノ状況ヲ視察シ之 ヲ会長ニ申報スルモノトス

第七条 会長ハ前条ノ申報ヲ受ケ必要ナリト認メ タル事項ハ当該学校長ニ報告シ功過ノ取 調及表賞訓戒ノ方法ヲ講スルモノトス

第八条 委員ハ時々学校長ヲ訪問シ相互ノ連絡ヲ 通スルコトアルヘシ〔中略〕

仙台市教育会の学生保護部は、運営の面から見れ

ば、「目的」に即して10区に分けられた仙台市内の「学校生徒」を対象に、区ごとに1名ずつ「嘱託」される、その「地方ノ状況二通シタル篤志者」が学生保護部の「委員」となって活動を進める組織であったと言える。その「委員」は「受持区内ニアル保証人並二止宿所等ヲ訪問」して、「学生ノ状況」の「視察」を行い、その結果を「会長」に報告することとされ、「会長」はその報告を受けて「必要ナリト認メタル」ことがあれば、「当該学校長二報告」することと規定される。また、「委員」は「時々学校長ヲ訪問」することがあり、互いに「連絡ヲ通スル」ことが期待されている。

一方で、財源の面から見れば、学生保護部の「経費」は「会費及寄附金」によって賄われると規定される。各学校やその教職員、生徒、保証人に金銭を要求するという規定はなく、「委員」も「名誉職」とされ、給与などの金銭は受け取っていなかったものと見られる。明治後期の東京府で見られた矯風社という組織とは異なって³⁰⁾、仙台市教育会の学生保護部は営利性を追求しない組織であったと考えてよいだろう。

先に論じたように、このような仙台市教育会の学生 保護部は、仙台市、及び仙台市近郊の各中等学校から 校外生活統制をめぐって期待を寄せられていたものと 見られ、県としても評価をしていたものと考えられ る。ゆえに1905(明治38)年10月7日に文部省に送 られたと見られる「上申」に添付された「概況取調書」 でも同部の活動が取りあげられることとなったと理解 できよう。

おわりに

本稿は、明治後期の宮城県における校外生活統制をめぐって、その実態と先進性の所以を明らかにすべく検討を進めてきた。明らかとなったのは、県として早くは1904 (明治37) 年から校外生活統制の問題に取り組んでおり、1905 (明治38) 年には「校外取締通牒」の発出に先立って文部省に報告できるほどにその具体が整えられてきていたこと、そして「校外取締通牒」の発出を受けて1905 (明治38) 年12月ごろからは立て続けに学第9177号、学第9178号、内訓第2号、秘第197号、学第5842号などの通牒類によって各学校に対して強力に校外生活統制の実施が要請されたことである。加えて、県としての動きのみならず、仙台市教育会による学生保護部設立の動きも宮城県における校外生活統制の進展を促進したものと考えられる。その結果、県内の中等学校全20校のうち、少なくとも1906

(明治39) 年の6月から8月ごろの時点で17校,すなわち85%に相当する学校が何らかの校外生活統制を行っていたと考えられる状況に至ったが,その統制は東京府でもよく見られた「家庭との連携」や「生徒の居所の明瞭化」といった方法のみではなく,教師が校外へと出て行って直接に生徒の行動を統制するような,校外生活への干渉とも理解できる方法もかなりの程度採られていたことが明らかとなった。

もっとも、本稿は飽くまで明治後期の宮城県、特に 県内の中等学校による校外生活統制の展開を明らかに したに過ぎない。県内のほかの学校はもちろん、滋賀 県や群馬県などのほかの地域における校外生活統制の 展開についても、当然明らかにされなければならな い。これらの検討は、別稿を期したい。

付記

本稿では史料の引用に際して、原則として漢字は常用漢字に改め、仮名遣いは原文のままとし、踊り字(繰返し符号)は適宜改めている。判読不能な文字については、字数分の口で示している。なお、読点に関しては、掲載誌の編集方針に従い、引用文中であっても断りなくコンマを用いた。また、本稿は、JSPS特別研究員奨励費(課題番号:22J23153・22KJ1160)の助成を受けたものである。

註

- 1)「校外生活統制」という表現の含意については、拙稿「明治後期の東京府における校外生活統制の展開―私立中等学校による「校外取締」・「校外監督」の方法の検討から一」『日本教育史研究』第42号、2023年を参照されたい。
- 2) 斉藤利彦『競争と管理の学校史―明治後期中学校教育の展開―』東京大学出版会,1995年,198頁。
- 3) 澁谷知美『立身出世と下半身―男子学生の性的身体の管理の歴 史―』洛北出版,2013年,267-268頁。
- 4) 拙稿, 前掲論文。
- 5) 同前。以下、本段落における引用は、全て同論文による。
- 6) 宮城県公文書館所蔵・宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用 図書」(所属年度:明治39,配架番号:2-0036)所収「学生生徒 校外取締状況等報告」。
- 7)「学校生徒ノ学校外取締二関スル通牒」『官報』第6727号,1905 年12月1日,33頁。
- 8) 文部省普通学務局『学校生徒校外取締二関スル調査』私製, 1907年10月(東京大学文書館所蔵「文部省往復 明治四十年度 乙」(識別番号80001/Mo130) 所収「普通学務局ヨリ学校生徒校外 取締二関スル調査書送付ノ件」、ならびに滋賀県立公文書館所蔵・ 滋賀県行政文書「閣省通牒書類」(請求番号:明-い-267) 所収)。

- 9) 師範学校の回答も確認できるが、本論で述べた理由から、本稿では検討の対象から外している。
- 10) 前掲, 宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収「学 生生徒校外取締状況等報告」。
- 11) 同前。
- 12) 同前。
- 13) 同前。
- 14) 同前。
- 15) 同前。
- 16) 同前。
- 17) 「文部省訓令第一号」『官報』第6882号,1906年6月9日,1頁。 訓令の名称は『明治三十九年六月中 官報目録 自第六八七五号 至第六九○○号』(『官報』第6902号附録,1906年7月3日),2 頁に拠った。
- 18) 前掲, 宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収「学 生生徒校外取締状況等報告」。
- 19) 発普第206号については、拙稿、前掲論文、6-7頁を参照されたい。
- 20) 前掲、宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収「学 生生徒校外取締状況等報告」。
- 21) 拙稿, 前掲論文, 8頁。
- 22) 以下、宮城県の中等学校による校外生活統制の方法を検討する にあたって、東京府の私立中等学校による校外生活統制の方法に 論及することがある。東京府の私立中等学校による校外生活統制 の方法について、詳しくは、拙稿、前掲論文、15頁の表5を参照 されたい。
- 23) 前揭, 宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収「学 生生徒校外取締状況等報告」。
- 24) 同前。
- 25) 同前。
- 26) 同前。
- 27)「学生保護部規則及其状況」『官報』第6725号,1905年11月29日, 35百
- 28) 前揭, 宮城県庁文書「学校 県立学校・教科用図書」所収「学 生生徒校外取締状況等報告」。
- 29) 同前。
- 30) 矯風社について,詳しくは,拙稿,前掲論文,16-20頁を参照 されたい。

(指導教員 小国喜弘教授)